

總持寺香資勸化一件について-江戸後期における總持寺の経営実態-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8128

總持寺香資勸化一件について

——江戸後期における總持寺の経営実態——

圭室文雄

はじめに

總持寺とは石川県鳳至郡門前町にある曹洞宗大本山のことである。明治三十一年(一八九八)大火後、横浜市鶴見区に本拠は移されたが、それまでは中世以来この地に所在していた。元の場所には現在總持寺祖院が再興されている。本稿の史料は四年ほど前から總持寺祖院古文書を整理している過程で発見したものである。古文書は約二万点残されており、そのうちの約一万点を目録にして整理したところである。ここではその史料の中から、一八〇〇年前後の總持寺の経営の様子がわかる史料を検討してみたいと思う。

香資勸化とは本来は香奠を寄付してもらうという意味である。ここでは今回その香資を全国の曹洞宗の末寺から徴取しようという計画であった。全国の末寺から香資を勸化することになれば幕府の許可を得なければならず、その許可を得るためには曹洞宗寺院の触頭である関三刹(大中寺・龍穩寺・総寧寺)を窓口として、幕府の寺社奉行へ願書を提出

しなければならなかった。

この時期の總持寺の財政状況はまさに危機的な段階にあり、多額の借財を抱えていた。それをいかに乗り越えて健全財政を確立しようとしたかについて検討してみたい。

以下()に記した史料名と番号はいずれも總持寺祖院古文書目録に所収されている表題とナンバーである。

總持寺香資金勸化願についての始まりは文化元年(一八〇四)十一月

役評のうえ、本山薄祿につき、扶桑国末派(末寺)より永代寺か寺より銀三匁ずつ香資を勸化することを関三か寺まで頼み入れたく、役寺代越中最勝寺あい頼み、江戸表へ差し下す(『總持寺代官星野守善覚書』)

とあり總持寺の経営建て直しのため本山の役僧たちが相談をかさねた結果、全国の末寺一か寺から、永統的に毎年銀三匁ずつ徴収してその赤字解消の費用に充当しようという計画であった。

このころの曹洞宗總持寺派末寺は全国で約一万七千か寺あったので、合計銀約五十一貫に達する、金に換算すると約八百五十両を集める計画であった。このため總持寺は代理の僧として越中最勝寺を江戸の関三刹に派遣して幕府の許可をとろうとしたものである。勿論加賀藩の寺社奉行へも同様の陳情書を提出し、幕府寺社奉行への斡旋を依頼している。

そこで香資勸化について検討してみたいと思う。このような總持寺側の要請に対して、関三刹は總持寺の経営実態を調査するために總持寺の一年間の収入と支出、さらに借入金を書き上げを命じている。これにたいして總持寺は以下の史料を提出している。そこでこれ等の史料を検討してみたい。

一、總持寺の年間収入

第1表は總持寺の一年間の収入を表示したものである。史料は文化二年（一八〇五）『香資願一件関三箇寺江申入候記録第一』（劔77）である。

第1表 文化2年（1805）總持寺出納明細帳（収入）

	費 目	金（両）
1	転衣 200 か寺分	1000
2	山居号 13 か寺分	9.75
3	涅槃号 5 本	5
4	諸寺庵貸付金利息	11
5	諸国寺院より到来状実高	3
6	常灯明料利息 5 か所	11
7	五院現住退院の茶湯料・修理料	43.6
8	妙高庵・洞川庵新命捧金	0.5
9	寺領収入	4.4
10	作事方古木入札料	0.5
11	直末寺院継目料	2.25
	合 計	1091

総金額一〇九一両であるが、その中で最大の収入は転衣二百か寺分の千両であったことがわかる。一か寺あたり金五

両ずつ納入している。

先学の研究では転衣の費用は本来は年間の経常費に組み込むものではなく、臨時に伽藍を修改築する折の費用にあてるとしているが、この表で明らかのように總持寺では年間の経常費に含めており、これが最大の収入になっていたことがわかる。

ところで、転衣については曹洞宗では以下の史料の如く取り決めている。享和元年（一八〇一）「曹洞宗出家成立最初より永平寺江転昇迄之次第」（『続々群書類従』第十二宗教部）によると、

法臘二十五年にして、永平寺あるいは總持寺え、嗣法師あるいは本寺または僧録の推挙状をもって登山いた

し、住職の規式をあい勤め、それより上京つかまつり、勸修寺殿執奏にて、御繪旨頂戴つかまつり候、それより和尚禪室といひ唱え申し候、もつとも出世の戒臘は、御繪旨の御日付け次第につかまつり候、右御繪旨頂戴つかまつり候はば、その寺において住持志趣次第開堂演法つかまつり候儀にござ候、前段法臘年数の儀も、これすなわち御朱印御条目の御旨趣にござ候(④史料の本文はいずれも漢字のみの白文であるが読みやすさを考えかな混じり文にした、以下同様)

とあり、出家して二十五年の修学・修行を遂げると、師匠か中本寺か僧録寺の推挙状を持って本山(永平寺か總持寺)へ行き、本山住職の儀式(一夜住職)を行い、その後京都へ赴き、道正庵に入り事務手続きをし、道正庵の案内で公家勸修寺家へ書類を提出、その伝奏によって繪旨をうけた。これを転衣(瑞世)といっていた。曹洞宗僧侶にとっては何ものにも変えがたい名譽なことであった。ここで初めて和尚禪室と称することが出来た。和尚禪室の資格をとると戒を授けることが出来、また弟子を取ることも出来た。そしてこの段階ではじめて寺の住職の地位を得たのである。最後にこの規定では徳川家康が定めた元和元年七月の寺院法度(永平寺諸法度・總持寺諸法度)によるものであるとして権威付けをしている。

転衣の本来の意味は衣を黒色や紺色から色衣にかえることである。「御繪旨頂戴転衣之和尚袈裟・衣次第」(前述の史料)によれば

衣は紫衣を除き、何色にても色衣着用つかまつり候、袈裟衣は廿五條・九條・七條・五條、錦・金襴・金紗、その他諸品の色袈裟着用つかまつり候、

としている。紫衣は永平寺・總持寺の現住職のみが着用することが出来た。紫色は天皇家の色であるので、紫衣は両本山住職のみへの勅許であった。それゆえ転衣の僧は紫以外の色ならばどのような色の衣でも構わないし、袈裟の材質も

何でもよかった。曹洞宗僧侶の衣・袈裟・絡子は京都の海老屋長左衛門が一手に独占販売していた。

曹洞宗の僧侶は転衣の時は永平寺あるいは總持寺へ金五両、道正庵と勤修寺家へ合計金五両、その他手続き料・宿泊費・交通費・衣・袈裟・絡子などの費用をふくめると、最小限でも一人につき金五十両を用意しなければならなかった。つまり總持寺ではこの転衣料金一人五両で二百名分の金千両を毎年の収入として計上していた。

ところで、第1表で明らかのように、転衣料は總持寺の年間総収入の九一・七％にあたる。總持寺にとっては転衣数を増加させることが収入の増加につながったことは言うまでもない。そこで總持寺は總持寺末寺の僧侶が必ず本山の總持寺で転衣の資格を取るよう末寺にたいしてしばしば要請している。ところが厄介なことに曹洞宗には二つの本山があり、これまで末寺の僧侶は永平寺・總持寺のいずれかで転衣をとればいとされてきた。辞令は最終的には京都の勤修寺家より受け取るため、その意味では交通の便のよい永平寺で転衣を取る者が多く、一方交通の便が頗る悪い能登半島にある總持寺へやってくる僧侶の数は時代が下がるにつれて激減していく。

そこで、總持寺派の末寺に対しては總持寺で転衣をよるよう指示し、なんとか總持寺の収入の維持・増加を図ろうとしたのである。

次に曹洞宗の永平寺派と總持寺派の末寺を表示し比較してみよう。「末派寺院支配下配分控書」(文化二年閏八月より九月・十月迄諸記録帳)能州公用留留)によると次の第2表の如くである。

この表で見ると、曹洞宗寺院は文化二年(一八〇五)現在で総数一七、七八三か寺である。この表で見ると圧倒的に總持寺末寺が多い。永平寺末寺五％にたいして總持寺末寺は九五％である。つまり總持寺としてはこの末寺は本来總持寺で転衣の手続きをすべきとしばしば主張した。しかしそのつど永平寺と関三か寺の反対にあい、末寺の判断でいずれの本山で取ってもよいことになっていた。總持寺は本末関係どおり總持寺で転衣をとるよう幕府に上訴している。

第2表 文化2年 曹洞宗本山ごとの末寺数

	本 寺	末 寺 数
永平寺派	越前永平寺末寺	211
	加賀大乘寺末寺	320
	肥後大慈寺末寺	239
	京都興聖寺末寺	112
	小 計	882
總持寺派	能登總持寺末寺	13789
	遠江可睡齋末寺	2630
	能登永光寺末寺	274
	江戸総泉寺末寺	81
	江戸青松寺末寺	69
	江戸泉岳寺末寺	58
	小 計	16901
	合 計	17783

持寺代官星野守善は、

この年（天明八年）派分の願いの通り、御聞届け仰せ渡され、幸甚なり（『總持寺代官星野守善覚書』）と大いに喜んでゐる様子が伺える。

しかしこれに対して總持寺が主張するような本末関係によるそれぞれの本山での転衣は、永平寺にとつては極めて不利であったため、危機感を持った永平寺と関三刹は幕府の寺社奉行に積極的に働きかけ「曹洞宗僧侶は、兩本山どちらで転衣を取ってもよろしい」と布達してほしいと申し入れている。しばしば幕府へ上訴したので、幕府寺社奉行は寛政八年（一七九六）に「末寺の志趣次第」と裁許して天明八年の布達を覆した。この間の事情については『總持寺代官星野守善覚書』に詳しいので紹介してみよう。

ところで、天明八年（一七八八）幕府の寺社奉行土井大炊頭利和は總持寺の希望を入れて「峨山派（總持寺末寺）は總持寺にて転衣出世致すべし」と總持寺で転衣を取るように命じた。その結果それ以前の十年間の總持寺での転衣数は年平均百五十一名であったものが、この布達後は翌寛政元年（一七八九）四百四十五名、同二年三百六十九名、同三年三百六十四名、同四年四百十九名と急増している。布達後の十年間の年平均は三百三十三名と倍増していることがわかる。そのため總持寺の収入が増加したのはいうまでもない。このことについて總

四月十八日の條に

脇坂淡路守（安童）殿役宅において、寺社三奉行（松平信道・青山忠裕・板倉勝政）御列席にて、總持寺後見宝円寺千英和上・興禪寺を召し出し、左の通り御申し渡す、御懸り脇坂様仰せ渡され候事、去る天明八甲年（二七八八）先役土井大炊頭（利和）等一旦聞きすまし申し渡し置き候、峨山一派の寺庵（總持寺末寺）は、總持寺において軋衣出世いたすべき旨、申し渡し候えども、峨山一流（派力）と申す儀は、總持寺ぎりの事にて、往古道元禪師入唐の上、曹洞宗を弘め入れられ候えば、扶桑國中皆曹洞宗に候、しかる上は今より永平寺・總持寺両山の内、志趣次第に出世致すべき旨、仰せ渡され候、

と寺社奉行脇坂淡路守安童は前任者土井大炊頭利和の裁許を覆し、軋衣の儀式は僧侶の判断で両本山のいずれで行ってもよい、と裁許していることがわかる。さらにこの裁許状にその主旨を了承したとする請印を押すよう總持寺側の代僧宝円寺・興禪寺へせまっているが、両寺とも困惑し簡単には押印しなかった。しかしこれに対して寺社奉行側は態度を変えず、更に厳しく押印を迫った。その様子について

羽田氏（寺社奉行吟味物調役羽田保定）等高声にて吟味し、今般御請印これなきにおいては、牢揚り屋覚悟いたさるべきに候哉の段、きびしく叱り付け、この一言に千英隠居はついに御請の印形いたされ候えば、千英は退席いたすべき旨にて引き取られ候、興禪寺夜五つ頃（午後八時）まで御請いたさざる処、種々叱り付け、（中略）是も残念なるかな、夜中にいたり御請印形いたし退席なり（『總持寺代官星野守善覚書』）

とあり、幕府寺社奉行側の強い姿勢に対して役僧の宝円寺・興禪寺ともに請印を押させられるはめになり、軋衣の件はまた元にもどって「両本山いずれにてもよし」ということになってしまった。

總持寺としては捨て置くわけにはいかず、翌年五月十六日、芳春院得雲・永福寺勇明が江戸へ出向き、寛政十二年ま

で四年間にわたり江戸に逗留し粘り強く関三利や幕府寺社奉行へ再度「總持寺末寺は転衣を總持寺でとるように」と布達してほしい旨働きかけたが、「種々骨折りに候えども、お聞き上げこれなく、願書御下げにあいなり」(總持寺代官星野守善覚書)と残念ながらその思いは遂げられず失敗に終わった。このことがあってから總持寺の転衣はまた減少し永平寺は逆に増加することになった。

表にもどってみると転衣料の次に金額が多いのは五院輪住(一年間)が終了し、退院するときの茶湯料・修復料の寄進である。これが金四三・六両である。この他で目立つのは貸付金の利息二口で金二二両である。ほかには一〇両をこえるまとまった収入はない。

總持寺にとっては結局転衣僧の増加こそが経営の安定には欠かせない条件であった。これは永平寺にとっても同様のことであり、このことが江戸時代を通して永平寺・總持寺対立抗争の大きな原因であった。

次に總持寺の支出について見てみよう。

二、總持寺の年間支出

次に年間支出について見てみよう。史料に見える支出項目は多岐にわたるが、似たような項目を纏めて表示したのが次の第3表である。項目は支出金の額の多い順に並べている。

まず総額を見てみると、金二一三五両とある。これは年間収入額の約二倍である。この年だけでも差し引き金一〇四四両の赤字である。

支出項目を検討してみると、まず人件費(1・4・10)は金七一五両にのぼる。全体の約三三・五%である。しかし

第3表 文化2年(1805) 總持寺出納明細帳(支出)

	費 目	金(兩)
1	五院・一山・諸役人配当金	416
2	職人給料並材料費	401
3	知庫料諸払い金	354
4	役局・祐筆役金	239
5	津軽・南部・松前より材木買い入れ代金	150
6	転衣僧逗留・送り・伝馬・路用金	138
7	開山忌・二祖忌諸雑用金	100
8	五院普請代金	75
9	借入金利息払い	64
10	金沢役局支出	60
11	畳表 550枚買い入れ金	58
12	冬中雪垣諸雑用	25
13	禅堂入用	20
14	京都・江戸・金沢書簡送料	15
15	伊勢ほか勸化金・代参料・初穂料払い	7
16	雑 費	13
	合 計	2135

これだけで一年間の収入額の六割六分である。ついで多いのは伽藍の修復・改築費(2・5・8・11・12)の金七〇九兩で約三三・二%、第三位は食費等(3・13)の金三七四兩で約一七・五%、第四位は転衣僧の費用で、金一三八兩、約六・五%、第五位は開山(登山)忌(八月十五日)・二祖(峨山)忌(十月二十日)法要で金一〇〇兩、第六位は借入金利息で金六四兩、の順である。

ぼ一〇〇%に達する。ところで、文化元年(一八〇四)「總持寺祖院人別帳」(劔472)をみると七八名(男七二名、女五名、道心者一名)が總持寺の山内に住んでいるので当然この程度の出費は見込まれる。

ついで多いのは伽藍の修復・改築費用であるが、江戸時代の總持寺は現在の總持寺祖院とは比較にならないほど多くの伽藍が林立していた。主なものだけ挙げてみると、祖堂・仏殿・客殿・大庫裏・禅堂・方丈・観音堂・勅門・維那寮・知客寮、五院である普蔵院・妙高庵・如意庵・洞川庵・伝法庵、山内知識地の芳春院・覺皇院、これらの堂宇を結ぶ廻

廊、この他塔司の二〇か寺などである。つまりこれだけでも四〇近い建物があり、これらの他にも付属施設が所狭しと境内にたてられていた。このことから毎年修復・改築がおこなわれていたであろうことは想像に難くない。またこのことから、總持寺の修築にかかわる職人たちが門前に住んで居たことが伺える。やや時代は遡るが宝永二年(一七〇五)三月門前肝煎七左衛門が總持寺月番東源寺へ提出した「不高持門前家数之覚」(門前 五)には、總持寺門前の商人や職人の名前と軒数が書き上げられているが、総数四六軒の内、畳屋二軒・大工九軒・葺屋六軒・木挽二軒・鍛冶屋二軒などが記されており、おそらくこれらの職人たちはいずれも總持寺の工事にかかわりを持っていたと思われる。とりわけ大工の軒数が多いのが目につく。また文化三年焼失記録によると、「材木蔵三〇坪、作業小屋四四坪」とみえる。これらの事から伽藍修築費の多さは推察がつくといえよう。

次に總持寺にこの時期どの程度の借入金があったかについて詳しく見てみよう。

三、總持寺の借入金

第4表は文化二年(一八〇五)現在の總持寺借入金の実態である。借入金高の多い順に表示した。

まず借入先を見てみると、大きくわけて二つである。一つは在俗の人、もう一つは寺院である。寺院はいずれも曹洞宗の總持寺末寺である。

さてそこで在俗の人からの借入金をみてみよう。筆頭は森岡屋又四郎である。彼は總持寺近くの黒嶋湊の廻船問屋であった。特に北前船の交易により多大な収益を上げていた家である。また總持寺では五院輪番制をとっていたが、毎年八月そのメンバーが交代するのでその折は森岡屋又四郎宅に宿泊し、黒嶋湊から出入りするものが古くからの慣習であっ

第4表 文化2年(1805) 總持寺借入金の内訳と支払高

	借入先	借金高 (兩)	年利 (%)	年間支払高 (兩)	備考
1	黒嶋村森岡屋又四郎	4745.5		158	30年賦
2	江戸駒込吉祥寺	600		60	10年賦
3	京都海老屋長左衛門	266.7	10	26.7	
4	穴水町七海屋孫七郎	238	16	38.1	
5	輪島町松木屋伊兵衛	220	16	35.2	
6	門前酒屋橋本嘉兵衛	196.7	12	23.6	
7	門前芳春院(妙高庵末寺)	100	10	10	
8	門前東源寺(洞川庵門中)	95	10	9.5	
9	門前長泉寺(普蔵院門中)	60	10	6	
10	越前国徳尾禅林寺	50	10	5	
11	摂津国吹田護国寺	50	10	5	
12	輪島町蓮江寺	50		5	10年賦
13	門前太清院(妙高庵門中)	47.4	10	4.7	
14	金沢宗龍寺	33.3		3.3	10年賦
15	金沢広誓寺	30		3	10年賦
	合計	6782.6		393.1	

た。その意味では總持寺とは極めて強いつながりのある廻船問屋でもあった。

京都海老屋長左衛門は曹洞宗寺院僧侶の衣・袈裟・絡子・法具などを一手に販売する業者であった。また總持寺祠堂金(貸付金)の京都貸付所的な役割も担っていたし、總持寺が七年ごとに行う遠忌の折、勸化金を集めているが西国の曹洞宗末寺の勸化金を集金する役割も持っていた。このように海老屋長左衛門もまた曹洞宗と強い繋がりを持っていた。

穴水町七海屋孫七郎・輪島町松木屋伊兵衛・門前酒屋橋本嘉兵衛などと總持寺との繋がりについては明らかではないが、いずれも地元の豪商である。

寺院について見てみると、江戸駒込吉祥寺は江戸の大刹で、曹洞宗僧侶の教学道場として高名な寺である。おそらく總

持寺の役僧が江戸へ参府した折借用したものとと思われる。この他では摂津国吹田護国寺は遠国であるが他の八か寺は越前一か寺、加賀二か寺、能登五か寺といずれも總持寺に近い地域の末寺である。

しかしなんと言っても高額な借入金金は森岡屋又四郎である。その借入金の返済についてどうするかが最大の課題であった。これについては、文化二年「閏八月より九月十月まで諸記録帳」（『能州公用留』219）によると

黒島村森岡屋又四郎より前々借入金四千七百四拾両余これあり、これまで年々百五拾八両余ずつ返済し来たり候えども、總持寺衰微に及び候につき、よんどころなく去る子年（文化元年）十月、老ヶ年金五拾八両ずつの年賦をもって返済いたし、この度又四郎へ御申し渡しくされ候ように、金沢表寺社御奉行えあい願ひ、なおまた十二月以来より度々再願書差出候えども、今もって何らのお申し渡されることもこれなく候、

と總持寺は森岡屋又四郎から借金した四七四五・五両を利息なしで、年賦一五八両で三〇年間で返済するように決めだが、今年からは總持寺が困窮ゆえ年賦金を一年五八両とし、八二年で返済するようにしてほしい、と申し入れた。しかしこれについては森岡屋は勿論のこと金沢藩寺社奉行からは何の連絡もなかった。

ところで、この様な總持寺の動きに対して、黒嶋村森岡屋又四郎は、当然の事ながら先般決めた三〇年間で年賦返済の今年度分金一五八両を至急返済するよう要求し、金沢藩寺社奉行を通じて總持寺へ要求してきた。

これに対して總持寺執事青陽軒・太清院・慶徳寺・永福寺は連署して金沢藩寺社奉行へ次のように申し入れをした。毎度お願い申し上げ候通り、いかかの躰にあい働き候ても、調達つかまつらず、先達て御上より御引足金五十八兩にて、お聞き届け御座候よう、お願い申し上げます候所、お聞き届けも御座無く候うちに、関三か寺より、總持寺三つ字相統方の儀仕法あい立て申しきたり候（「文化二乙丑留」能州公用留218）

と、總持寺としては毎回伝えているようにいかに働いても一年間に一五八両を調達するのは出来ないこと、それゆえ先

般何とか五八両にしてほしいとお願ひしているにもかかわらず、金沢藩からそれについてもまだ返事が届いていないこと、さらに関三利からは總持寺がこれからのように財政を立て直し、その方法と法灯を守っていくかについて計画書の提出を命ぜられていること、などを申し送っている様子がわかる。

さらに、總持寺執事四か寺は詳しい願書を金沢藩寺社奉行へ差し出している。

御預所黒嶋村又四郎年賦金の儀、總持寺近來難渋致し候に付き、御上より御引足下され候五十八両にて、又四郎納得し候よう、去る子年（文化元年）以来數度あい願ひ候えども、お聞き濟まし御座無く候、然る処今般香資一件の儀を関三か寺えあい願ひ候ところ、御上ご威光御添え下され候につき、右三か寺においても、人情に取りさばきこれあり、いずれにてもこれまでの總持寺常什出納、公役のつとめ向きの諸人用並びに諸借財方まで委細に調べ差出申すべき旨につき、即ち取調べ明細に書き記し差出候ところ、三か寺申し聞かされ候は、過分至極の出し方に候間香資願ひあい整い候ともこれまでの通りの出方にては、總持寺往々成立の所、覚束なく候間、公用などをはじめ格別借財の儀を省略いたし、京都・江戸などは、その向きに寄せをもって、それぞれ仕法をあい頼み申すべし、御預かり地黒嶋村又四郎年賦金の儀は御国政の御取りさばきにあいなり申すことに候間、この分も一カ年二十両か、二十五兩ずつ返上のことにあい決め願ひ上然るべく候、又四郎よりただちに掛け合いに候はば三か寺よりそれぞれ掛け合わされ取りさばき致しくれ申すべく候えども、御国方にて御取りさばきこれある金子の儀に候えば、申し難く候間右の趣御聞き届けの否、早速知らせ申すべき旨、もし聞き届けこれなき儀に候はば、なおまた委曲申し達すべく候、右それぞれあい調べことわりを寺社御奉行所え香資願ひ致し候節いらい、總持寺取り続け方の様子も詳しく申し達せず候てはあいなりがたき旨、申し越され、云々、

（中略）

文化二年十一月

青陽軒 印

太清院 印

慶徳寺 印

永福寺 印

寺社奉行所 (金沢藩)

〔文化二乙丑留〕能州公用留 218

と、森岡屋又四郎の年賦金について文化元(一八〇四)以来しばしば一年間百五十八両より値下げをして五十八両にするように金沢藩の寺社奉行から又四郎を説得してほしいと申し立てている。しかしその後總持寺へは連絡がなかった。今回香資一件について触頭関三か寺に願書を提出したが、金沢藩の力添えで積極的に取り上げてくれたことは感謝している。関三か寺から總持寺へ出納明細帳・借金額の提出を命ぜられたこと、それを検討した結果、現在のような總持寺の経営では財政が好転しないので、経費節減を命ぜられたこと。特に森岡屋又四郎の年賦金は一年で二〇両か二五両にするべきよう命ぜられた。この返済金の削減については金沢藩寺社奉行でこれまで通り続けて進めて頂きたいこと、などを申し入れていることがわかる。

以上のことから大口の借入先である森岡屋又四郎への支払を年間支出からいかに圧縮するかが急務であったかがわかる。

さらに毎年の利息の削減をはかるため曹洞宗の末寺である借入先に対しては、利息なしで元金を十年賦で返済する的要求している。しかしそれに応じたのは江戸駒込吉祥寺、輪島蓮江寺、金沢宗龍寺、金沢広誓寺の四か寺であった。他

の寺は応じていない。

それゆえこれ以外の寺と在俗の借入先にはいずれも利息のみ毎年返済することになった。七海屋孫七郎・松木屋伊兵衛は毎年一六%の利息、橋本嘉兵衛は一三%、それ以外は一〇%であった。總持寺は利息金一六三・八兩と年賦金九六・三兩の合計二六〇・一兩を毎年支払わなければならなかった。しかし前年は七〇九・七兩を支払っていることからすると、前年度比では約三七%の支払いで済んだことになる。とりあえず年間の借入金返済を三分の一近くに圧縮することが出来た。尤も森岡屋の借金については未解決のままであった。

四、總持寺経営の規模縮小

関三利は總持寺の年間の収支計算書を検討しさらにその財政規模の縮小を命じた。そしてその具体的計画書を提出するように命じた。これに応じて總持寺が提出したのは文化二年（一八〇五）十月「總持寺諸向省略明細帳」（山内166）である。この史料の最初には次のように記されている。

先達て本山常什年分出納明細帳差し出すべき旨仰せつけられ候間、それぞれ取り調べ御覽に入れ候処、尚また再庇格別に省略仰せ聞かされ候につき精々仕法立てつかまつり差し上げ候処、左の通り

一、金四兩

右は伊勢代參宮金の内、毎歲壹兩ずつ省略す（下略）

とあり、まず関三利は總持寺が先に提出した「年分出納明細帳」（第1表・第3表参照）と借入金高（第4表）を検討した上で總持寺に対してそのうち省略できる項目について報告をせまっている。それに対して出された報告がこの史料

第5表 文化2年(1805) 總持寺諸向省略明細帳

	費 目	金 額 (兩)	省 略 分 (兩)	省略後の金額 (兩)
1	五院・一山・諸役人配当金	415	20	395
2	知庫料諸払い金	300	35	265
3	公儀年礼・参府入用	300	70	230
4	津軽・南部・松前諸材木買入れ金	150	40	110
5	開山忌・二祖忌雑用金	100	15	85
6	加賀侯在国の年礼諸入用	70	20	50
7	隔年役局参府年礼諸入用	50	10	40
8	京都御機嫌伺い諸入用	30	5	25
9	畳表 550 枚買入れ金	28	9	19
10	冬中雪垣諸雑用金	25	7	18
11	京都海老屋長左衛門へ利息払い	10	5	5
12	門前嘉兵衛へ利息払い	8	4	4
13	加賀侯江戸・在国年礼役人出府諸入用	8	3	5
14	寺中・芳春院障子・襖張替え料	6	2	4
15	伊勢代参・勸化初穂料他	4	1	3
	合 計	1504	246	1258

である。(第5表) ここでは最初に書かれている伊勢代参宮金の部分で、本来四両であるものを金一両を省略して三両になったことがわかる。なお、表作成の折は金高の多い順に並べたので伊勢代参宮金は最後の欄になっている。

先述の支出(第2表)の分と照合してみると、金額もかなり節約して、金一五〇四両である。これは前述の支出に比べると今回は更にそれよりも圧縮し一二五八両であり、先述の数字の五八・七％である。最初から見ればほぼ四割減といった所である。

しかしそれにしても収入合計一〇九一両(第1表)からすれば依然として一六七両の赤字になる。ともかくも總持寺は費目別にその省略額を細かく書き出している。

また巻末には次の如く記している。

右のほか諸借財方・年賦金の儀は、それぞれ懸合いに及び、精々難渋の趣意を申し立て、利付きの分は利を下げ、または年賦等をあい頼み、これまでの年賦の分は年延しにあい頼みおき候間、追って金主え懸合い省略つかまつり度く存知罷りあり候、右の通り常什払いにつき、明細帳の内を取調べ、諸向なるだけ省略つかまつり候処、相違御座なく候、以上、

とあり、利息付の借金については總持寺の経営が苦しいことを訴え、利息を下げさせるか、年賦返済に切り替えるかにしたいとし、一方既に年賦返済の方法を取っている借金は、更に年限を延長し、一年ごとの支出を抑えたいとしている様子が伺える。

まず費目が五〇両以上のところを見ると省略分が二〇％を超えるのは第5表のうち3・4・6・7である。これに対して1・2・5は省略率が少ない。特に1はわずか四・八％であり、2は一一・七％、5は一四・三％である。

三〇両以下で見ると、省略率五割に達するのは11・12で、いずれも利息払いの分である。三〇％を超えるのは9・13・14といったところである。また借入金の利息払いは海老屋長左衛門と門前嘉兵衛の分のみで、それ以外の借入金返済額に含まれていない。

全体的に見てみると總持寺山内の身内には甘く、外の業者、とりわけ借入金先には厳しい処置であることがわかる。それゆえ関三利・幕府寺社奉行ともにそのまま受け入れることは出来なかった。このような改革案ではとても承服できない、としている。

このため總持寺が考えた香資勸化についてはなかなか許可がおりず、この交渉もついに三年目に入った。そのため總持寺は江戸本郷の加賀藩邸を訪ねて、香資勸化の許可がなるべく早くおりるように幕府と交渉してほしいと依頼した。

文化三年正月二四日、加賀藩の家臣牧昌左衛門は寺社奉行大久保安芸守忠真の屋敷へ行き、日下部文太夫に面会しているが、そのおりの話として日下部文太夫は、總持寺の「諸向省略帳」を検討した結果、

いずれ大伽藍修理等、上山の官金の残りをもっては、なかなか行き届くことにはこれ無き段申し候、(『文化二年閏八月より九月十月迄諸記録帳』能州公用留219)

と、上山官金(軋衣料)だけでは大伽藍の修復までは行き届かないと判断して、總持寺の窮状を察していることがわかる。これに対して加賀藩の牧昌左衛門は、

上山の僧さえ當時は、越前(永平寺)の通路よきにまかせて、總持(寺)上山はいたって少なくなどの段を申し述べられ、足下の無欲をもって後來え取り決め等の味まであい話し、なにぶんよろしく御聞きすまし御座候よう、私においても願ひ奉りたき儀、よろしくお含み下され候ようと、文太夫え別てあい頼み置き候、(『文化二年閏八月より九月十月迄諸記録帳』能州公用留219)

加賀藩は幕府の寺社奉行に対して次のようなことを申し入れた。軋衣の僧さえも交通の便がよい永平寺に取られてしまい、總持寺は年々軋衣僧が減少しており、今後は軋衣僧の数について永平寺と相談して取り決めておきたいので、よろしく取り計らって頂きたい、ということであった。

むすび

曹洞宗大本山總持寺は文化元年に寺院経営の危機を脱するために、全国の曹洞宗末寺から香資勸化の許可願いを関三刹を通して寺社奉行に提出した。

関三利は幕府に香資勸化願いを申請する条件としてまず總持寺の年間収入・支出の明細を提出するように命じている。總持寺は早速書類を提出しているが関三利は更に總持寺の借入金の実態を把握するため借入金額と借入先の名前の提出を命じ、返済方法についても書き上げるように命じた。関三利は以上の史料を再度検討した結果總持寺の寺院経営の危機的狀況を把握することが出来た。さらに関三利は總持寺自身がその経営の費用を縮小する具体的方法について提示するように命じた。これに答えて出されたのが「總持寺諸向省略明細帳」であった。しかしこれとて年間経費を四割方圧縮したものであったが、依然として赤字経営であることには変わりがなかった。

以上のような経過をたどり関三利から幕府寺社奉行へ書類が提出された。ほぼ一年間にわたって、関三利・金沢藩を通して交渉が続けられた。その結果、文化二年（一八〇五）十一月

去る子年（文化元）冬中より関三か寺と相談し、扶桑國中末派寺院の香奠を集め申す儀、調い申さず、右につき助成金壹万兩一作合力を末派に願い入れたく（『總持寺代官星野守善覚書』）

と香資勸化の目的である全国の上すべての末寺より毎年銀三匁ずつ集めることは許可されなかったことがわかる。そこで總持寺は全国の末寺から一万兩の助成金を集め、借金を返済し、経営の建て直しを図りたいと再度寺社奉行に対して助成金勸化を申請している。

一年の交渉の過程で總持寺の代役として出かけた越中国最勝寺はすでに限界であると判断し、總持寺後見役である芳春院東海和尚が江戸に乗り込んで行くことになった。その後翌文化三年（一八〇六）正月にわたり芳春院は関三利・幕府寺社奉行と交渉しているが、その結論が出ない内に、文化三年二月一日に江戸の芳春院のもとに早飛脚で書簡が届き、正月二一日總持寺が大火により焼失したことが詳細に報告されて来たのである（能州公用留219）。

つまり香資勸化一件はこの段階で終局を迎えることになった。その後は改めて總持寺再建勸化金を末寺から提出させ

るため幕府の許可を得る手続きを寺社奉行・関三利と交渉することになった。

文化三年段階における總持寺の経営はまさに壊滅状態であったといえる。それに追い討ちをかけたのが文化三年正月の大火であった。總持寺はこれまでの借入金 of 処理・經常費の赤字解消、さらには焼失した伽藍の復興など、大きな問題の解決に努力しなければならなかった。

(たまむろ・ふみお 商学部教授)